

第四十回 参議院商工委員会會議録第八号

昭和三十七年三月一日(木曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

本日委員大泉寛三君辞任につき、その補欠として郡新一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤岡 文三君
中田 吉雄君
牛田 寛君

委員

川上 為治君
大泉 寛三君
岸田 幸雄君
小林 英三君
高橋進太郎君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
近藤 信一君
吉田 法晴君
田畑 金光君
川島正次郎君

政府委員

北海道開発 田中 正巳君
北海道開発 木村 三男君
通商産業 森 清君
政務次官 大堀 弘君
中小企業庁長官 大堀 弘君

事務局側
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

- 理事の辞任及び補欠互選の件
- 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、理事の辞任及び補欠互選についてお諮りいたしました後、北海道地下資源開発株式会社法の一部改正案について説明を聴取し、商工組合中央金庫法等の一部改正案及び中小企業信用保険法の一部改正案について質疑を行なうことにいたします。

○委員長(武藤常介君) それでは、まず理事の辞任に関するお諮りいたします。理事川上為治君が都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。右申し出のとおり辞任を許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(武藤常介君) 御異議はないと認めます。よって辞任を許可することに決しました。

つきましては、直ちに理事の補欠を互選したいと存じますが、先例に

より成規の手続を省略いたし、委員長の名に御一任をお願いしたいと存じますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(武藤常介君) 御異議はないと認めます。

それでは、理事に赤岡文三君を指名いたします。

○委員長(武藤常介君) 議事の都合により、次に、商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

質疑を行ないたいと存じます。御質問のある方は順次御発言をお願いします。

○近藤信一君 先回の委員会で両案の内容の説明をお聞きいたしました。その中で資本金の増加の問題についてひとつお尋ねしたいと思うのですが、商工中金に今度は二十億円と、それから保険公庫のほうに二十五億円、いずれも資本金の増加があるわけなんです。そこで、商工中金へは産業投資特別会計から二十億、それから保険公庫へは一般会計から二十五億円と、こういうふうな出資ということになるわけなんです。そこで出場所が違っておるわけですね。なぜこの出場所がこんな具合に違っておるのか、それからそういう二つの形の効果は、どんな違いが一体そこに生じてくるのか、この点まずお尋ねいたします。

○政府委員(大堀弘君) お尋ねの点でございしますが、実は保険公庫に昨年も二十億融資、基金の出資がございしたわけでございます。この場合は産業投資特別会計から出資をいたしたわけでございます。商工中金の場合は従来とも産投会計でやっております。保険公庫に対して今回一般会計から出資になりました点について、理論的に絶対これではなければならぬとかいう理由はございしません。便宜一般会計から出資になったという理由でございまして、実質的には何ら差異はない、かように考えておるような次第であります。

○近藤信一君 今の御答弁によりまして、昨年は保険公庫のほうは、産業投資特別会計から出た、こういうことですね。今年一般会計から出ておりますが、なぜ昨年とおり産業投資特別会計のほうから、これが予算が取れなかったのか。ことさらに一般会計から出さなかつた理由は別にないと、この御答弁ですが、別になければ従来どおりでいいんじゃないか、こういうふうに私は感ずるのですけれども、この点何かあるように私は思うがいかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 実ははなはだこれは不統一で、どうもおかしいじゃないかという御指摘もあろうかと思ひますが、三十三年は実は一般会計から出ておりました。これは大蔵省の予算の編成の段階におきまして、この点は確かに不統一に相なっておりますのでござい

ます。実質的にはいまいずれにしても――産投からいきまする場合も、やはり出資の形でございします。実情は何ら差はない。多少不統一の点は不体裁で申しわけないのでございしますが、そういういきさつで本年度は一般会計になったわけでありまして。

○近藤信一君 今の御説明からいいますと、あまりはつきりしないものがあるように思うのですけれども、やはりこれは従来一本化で産業投資のほうから出ておりますから、やはり今年も産業投資特別会計のほうから出されたほうが、私は妥当じゃないかというふうにも考えたわけなんです。が、特別これに何もないということになれば、結果的には同じだということになる御答弁でございしますから、それは了解するとして、商工中金に對しまして政府出資を二十億円増加することによりまして、今後どのような効果を考へておられるのか。またこの機会にはかようなことが考へられていくのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(大堀弘君) 商工中金の出資につきましては、かねてから私もは商工中金の金利が高い、ことに同じ中小企業の政府関係の金融機関として、中小公庫と比べても商工中金のほうが金利が平均三厘高くなつておりました。これをできるだけ下げようという努力をしております。私も常にそれを心がけて、これを下げる方法は出資をふや

て、その政府出資の場合は現在配当しないことになっておりますが、その利益で商工債券で集めました金の資金コストを平均いたしまして、できるだけ出資をふやして金利を下げていくという方向で、従来とも努力して参っております。今後またその方針で参りたいと考えておるわけでございます。

今回二十億の出資をいたしますにつきまして、私ももう少し大きく出資をして、ただいまの金利引き下げの線に持っていくと努力して参つたわけでございますが、二十億円でございいた意味から申しますと、一般的に金利水準を引き下げるまでの措置はとれないわけでございますが、当面長期の貸出金利が九分六厘くらいになっておりまして、短期は九分三厘くらいでございまして、長期が特に高いものでございまして、この際は全体として金利水準を引き下げるということではなく、金利のこの高さを調整する意味において、長期金利を一厘だけこれによって引き下げたい、かように考えておるわけでございます。

○近藤信一君　そこで元来組織の強化ということは、中小企業対策の最重要なものとされておるわけなんです。組合に貸すところの商工中金の利率が高いいは、大きな矛盾であると思つて、中小企業金融公庫や、国民金融公庫の貸出金利と比較いたしますと、今でも商工中金の金利は安いとは言えないわけなんです。ことに組合から転貸を受ける組合員の実質金利は、相当に高いのではないかと私は思ふのですが、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君)　中小公庫の場合、これは全額政府出資でございま

して、割合に金利の面も資金コストからみまして安くなつておるわけでございまして。商工中金の場合は、これは民間の組合金融であり、自主的に組合の人たちが出資をして、そうして作つておる半官半民でございまして、自主的な機関ということになつておりまして、その意味で預金も受けておりますし、一般の市中の金を商工中金債を発行いたしまして、金を集めておる、調達いたしておる、政府は補助的にこれに出資をし、あるいは財政投融資資金を援助してやつておる、こういう形になりまして、資金コストの面からい

ますと、どうしても商工中金のほうが現状は多少苦しいといふますか、高く相なつておる結果、貸付の面でもたまたま申し上げましたように、中小公庫では大体平均九分でございまして、商工中金は総平均で九分三厘になつておりまして、多少高くなつておるわけで、われわれとしては御指摘のように、確かにこれは組合金融でございまして、これをできるだけ低くするといふほうに努力しなければならぬと思つております。ただ現実的にそういう事態がございまして、しかも民間の出資もございまして、コストを割るといふわけにもいきませんので、できるだけ出資をふやして、コストを下げて安くするという努力をいたしておるわけでございまして。

○近藤信一君　御答弁がございましたように、いわゆる商工中金のほうは個人に貸すのではなくして、やはり組合に貸し出しをするわけなんです。組合はそれをまた個人に貸し出しする、そこでどうしても組合自身が若干の利益をとるわけなんです。そうする

と、実質的には個人が借りる場合には、相当高い金利ということに私はなつてくると思ふ。これは将来やはり金利を引き下げていくということにございまして、この中でやはり中小企業、ことに商工中金から金を借りようとして組合に入つておられる人は、中でなくして私は小企業が多数のものはな

いかというふうにもまた考えるわけなんです。そうすると、やはり小企業に對する何といふますか、金利的な面をもう少し考えてもいいんじゃないかと、いふふうに私思ふのですが、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君)　御指摘のとおりに私も考えておりました。やはりこの点はさらに商工中金の貸出金利を引き下げる方向に最大限の努力をいたしたいと思ひます。御指摘のとおりに考えております。

○近藤信一君　商工中金に対して政府出資を増加する機会に、民間出資も増加する考であるのかどうか。三十七年度中に民間出資が幾らぐらゐ増加される見通しであるか、この点、見通しについて御答弁を願ひます。

○政府委員(大堀弘君)　ついでにちよつと資本金の関係を申し上げますが、今回の二十億政府出資いたしました、政府出資が七十七億に相なりまして、民間出資は今日までは三十三億でございまして、この三月に十億円の増

をいたしまして、これで四十三億、三月末に相なるわけでございまして。来年度はかななり、民間から八億程度増資をしていきたいという計画を持つておるわけでございまして。

○近藤信一君　政府出資より民間出資はこゝろまで下回つておるのです。これは先ほど長官も言われましたように、商工中金は半官半民というより、やはり民間の出資で本来ならばいくべきものである、それがまあ政府より民間の出資が少ないというこの一原因といふものはどういふところにあるのか、この点お尋ねします。

○政府委員(大堀弘君)　この点は私も実は悩みの問題でございまして、やはりできるだけ民間の自主的な機関でございまして、民間の出資をふやしていくということが必要だと考えておるわけでありますが、ただ現実的には出資をする相手方は、商工中金は組合金融でございまして、組合員が出資をするという形になつておるわけで、大

体が中小企業者でございまして、なかなか増資をするということが、現実的に非常に骨が折れるわけでござい

ます。私も先ほど申し上げましたように、資金コストを減らす意味で、できるだけ政府出資もふやしてコスト引き下げに役立てたい、しかし民間のほうにそれが追いついて同じような調子で増資をしていくということがなかなか困難な実情がございまして、その辺なかなか苦んでおりますが、できるだけ皆さんに努力をしていただきまして、民間の出資もほつぽふやしていく、こゝろいふような現状でござい

ます。

○田畑金光君　関連して。ちよつと今の点、長官の御説明で、民間の出資が現在三十三億、三月末には十億増で四十三億になるというふうなお話でしたが、組合の出資についてその内容をもち、たとえばいろいろな組合があります、どういふ組合が三十三億のうちどれくらい出しておるということも

もおわかりだと思ひますが、ちよつと説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大堀弘君)　商工組合中央金庫の構成は、組合員が口数、一口幾らという口数を持つております。やはり組合制度の建前上あまりたくさん口数を持つてないという建前でござい

ます。持株数の限度がございまして、かなり多数の方からその口数に応じての増資になりますので、何といひますか、相当多数の方に少しづつ出してい

にこういふ新しい構成団体なり組合といふものに対して、出資の持ち分といふは、それはどういふことになつてくるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 従来、新しく入る方には現在持っておられる方の持ち株を話し合いによりまして譲つていただくようにする、こういうことであつて、たゞし、持つておられる方が、増資する際は、皆さんの持ち株に依りて増資していく、こういうことで、何といひますか、新しく増資をして、その増資した分を新しい方に譲り持てるようにしたら、という意見もございましたが、技術的に非常にむずかしいといひますので、現実的には、現在持っておられる方の持ち株を譲つていただく、その方のほうに譲つていただく、こういうことであつて、さういふことではございません。

○近藤信一君 そこで、私は今中小企業の諸君は銀行への預金は相当なされていふと思ふ。本来ならばこれは民間団体であるから、もう少しその中小企業のほうから商工中金への出資、こういうものが当然なされてもしかるべきだといふふうな、こういうふうな考えのところが、それが今御答弁にありまして、一体この欠陥はどこにあるのか、この点おわかりであるならば御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(大堀弘君) 何といひますとも、出資になりますと、どうしても御承知のように固定されるわけでございますから、金利や配当は大体五分になつておるわけでございますが、預金金利に比較して低いといひますが、でございますが、資金が固定してしま

う、預金でありますればまた必要なきには使えらうといふこともあろうかと思ひますが、とにかく現実的には、私もはできるだけ出資をふやすように努力をいたしております。商工中金でも努力はしておられるので、すけれども、現実的には、増資をするといふことに非常に骨を折つておるといふのが現状でございます。もちろん、まあそれでも努力は重ねていかなければならぬものと思つております。

○近藤信一君 まあ配当が安いといふことで出資がなかなかないといふふうな御答弁ですが、何か、これは改善するよりな方法はないですか。

○政府委員(大堀弘君) 私どもいろいろ検討いたしておりますが、なかなかうまい案もございません。まあ、たとへば心理的には商中は政府機関じゃないかといふふうな気持ちも多少あるんじゃないかと思はれるのでありますけれども、しかし、これはせつかく民間の自主的な機関としてやつておられるわけでありまして、私どもはその線をできるだけ伸ばすように努めなければならぬ。政府出資は、もちろん、資金コストを下げる意味において、われわれとしてもできるだけふやしていきたいと思つておりますが、民間出資もやはり同時に努めて増額をしなければならぬように努めなければならぬと、実は名案もございませんので、さらによく勉強させていただきたいと、かように思つておるわけでありまして。

○近藤信一君 商工債券の市中消化に關しまして、最近の実情といふものはどういふ具合になつておりますか。

○政府委員(大堀弘君) 実は、金融情勢が逼迫しまして、商工債券の売

れ行きが一般の金融債、公庫金融債と同様に非常に伸びが悪くなつております。ことに、現在やつておりますのは、利付債と割引債との二種類を出してありますが、利付債のほうはこのころちよつと年度別の実績が出ておりましたが、三十六年の一月から十二月までをとつてみますと、利付債については、発行額が百九十億でございますが、これは借りかえもございまして、純増としては百二十三億、利付債はこの十二カ月間に純増いたしております。これに対して割引債は、発行額が四百二十億、これはまあ短期に借りかえていきますので、純増といひましては、三十六億、これはマイナスになつておるわけでございます。これは借りかえの借りかえでいきますから、前年度に比しますと三十六億減といふことになつておるのが現状でございます。まあ両方合わせまして八十六億の純増になつておりますが、予想しましたよりは非常に低いわけでございます。結局、まあことに、この割引債の場合の売れ行きの悪いのは、一般の市中に売つておられますのは多少でもふえておるわけでございますが、この金融機関に委託をしてやつております分については非常に減つておりました。これが七十五億減になつております。結局、まあ金詰まりのために、そういうところから発行に應じられたいという格好に、証券会社等でございますが、そういった形で金詰まりの影響が端的に出まして、実はこの穴埋めに非常に苦勞をして、昨年来、財政投融資資金も大幅に、これは三公庫を合わせまして五百六十億追加をいたしまして、そういった措置でカバーをいたしておりますが、商工債券としては現状は非常に売れ行きが悪いわけでございます。こ

ういふ実情でございます。

○近藤信一君 今度、商工債券を所有する者に商工債券を担保として金を貸してもよいといふことにするわけですが、商工債券を一般の人にもつと多く買つてもらいたいといふことで、そのようにするの、現状ではどういふ人たちが商工債券をどのくらい消化してゐるのか、また今度商工債券を担保で貸し出せることにすれば、この人たちの債券消化といふものは、一体どのくらい増加していくだろうかといふふうな見込みを立てておられるわけだと思ふのですが、この債券消化の見込みはおられますか、この点お尋ねします。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のように法案の趣旨は、一般の方が金融機関ではなくて一般の方に商中債を消化していただくといふのがねらいでございます。まして、商工債を持った場合に、いざ金が要るときは、それを担保にして、短期ではございまして、けれども、あるいは限度はございまして、けれども、ある程度の金を借りられるようにするといふ制度を作りまして、一般の消化を促進しようといふのが、この改正案のねらいでございますが、目標につきましては、現状では割引債券では十五年度で七十五億、直接の売り出しが二十億、三十六年度の見込みでは金融機関の年度間——四月から三月の年度としましては、おそらく百億以上のマイナスが、純減が出るのじゃないかと思つておりますが、一般の売り出しのほうには、今日でも窓口で相当努力

いたしまして、三十六億ぐらゐはふえるのじゃないか、こういうふうな見込みを出しておるわけでありまして。計画といひますか、できるだけ努力するといふことでやつておりますが、来年度は一般の割引債は四十二億まで上げた、い、こういう目標を持っております。

○近藤信一君 来年度は四十二億を見込んでおられる、こういうわけですが、非常に今、御承知のような金詰まりで、昨年の暮以来、中小企業は追いつか四月危機なんといふことが盛んに新聞でも言われてゐるわけでありまして、ここで四十二億の見込みを立てておられて、一般債券消化が、それだけの伸びでできるかどうか、この点あなたからいいますと間違ひがないと——昨年のあれを見ますと、だいぶ少ないわけなんですけれども、この点確信ありますか。

○政府委員(大堀弘君) まあこれはなかなか金詰まりの状態でございますから、一般の場合といへども、決して容易ではないと考えておりますが、しかし私どもも努力をして、商工中金でも各支店窓口等において非常に努力して、これはまあ中小企業者だけでなく、相当大きな企業の場合も準備的に金を持つ、証券を持つといふ場合もございまして、大会社が話し合いによつて三分の四の系列会社が多少金融を受けているといふケースもございまして、さういふときは相当大口として債券を持とうといふような場合も最近ございまして、さういふ各般の努力をいたしまして、私どもは今度の新しい制度ができれば、何とかこれくらい

いたしまして、三十六億ぐらゐはふえるのじゃないか、こういうふうな見込みを出しておるわけでありまして。計画といひますか、できるだけ努力するといふことでやつておりますが、来年度は一般の割引債は四十二億まで上げた、い、こういう目標を持っております。

○近藤信一君 来年度は四十二億を見込んでおられる、こういうわけですが、非常に今、御承知のような金詰まりで、昨年の暮以来、中小企業は追いつか四月危機なんといふことが盛んに新聞でも言われてゐるわけでありまして、ここで四十二億の見込みを立てておられて、一般債券消化が、それだけの伸びでできるかどうか、この点あなたからいいますと間違ひがないと——昨年のあれを見ますと、だいぶ少ないわけなんですけれども、この点確信ありますか。

○政府委員(大堀弘君) まあこれはなかなか金詰まりの状態でございますから、一般の場合といへども、決して容易ではないと考えておりますが、しかし私どもも努力をして、商工中金でも各支店窓口等において非常に努力して、これはまあ中小企業者だけでなく、相当大きな企業の場合も準備的に金を持つ、証券を持つといふ場合もございまして、大会社が話し合いによつて三分の四の系列会社が多少金融を受けているといふケースもございまして、さういふときは相当大口として債券を持とうといふような場合も最近ございまして、さういふ各般の努力をいたしまして、私どもは今度の新しい制度ができれば、何とかこれくらい

三

は達成できるのじゃないかと思つてゐるわけでありませう。

○近藤信一君 今回商工債券の所有者に對しまして、債券を担保とする短期貸付の道を開いてゐるわけですが、商工債券の所有者の範囲、それから短期貸付の期間、貸付額、これらについてどのように定められる考へであるのか、この点お尋ねします。

○政府委員(大堀弘君) 商工中金は、本来系統金融、組合金融でございますから、この規定にありますのは組合員外の方で証券を持つてくれた方に短期の貸付を一定の限度においてやううといふ趣旨でございますので、系統金融を亂さない、しかも余裕金の範囲の余裕金の運用としての貸付でございますから、一般の貸付に對して妨げにならないといふ考へ方で制度を考へておりますが、商工債券の範囲内としては、原則として割引債にするといふ考へ方でございます。

対象といたしましては、金融機關その他の機關投資家は除外して、一般の方、そういった金融機關的な方は除いて一般の方を対象にするといふことでございます。

担保にして金を借ります場合、担保としての適正な掛目を設定いたします。まあ八割程度の掛目で、商工債券でございますから担保としては非常に確実でございます。そういう扱いをいたしたいと思ひます。

それから期間につきましては、余裕金の運用でございますから、通常三ヶ月以内ぐらいの短期の貸付にして、一人当たりの貸付限度は百万円程度以内に抑えたい。しかも余裕金の運用という意味で、余裕金の一定割合以下、大

体四、五割程度にとどめたいと思つておりますが、その範囲において運用したい、かように考へておるわけでございます。

○近藤信一君 そこで商工債券の所有者に對して債券担保貸付の道を開いたことは、結局員外者に対する貸付となる、こういうふうに思ふのですが、商工中金が中小企業者の組合の系統金融機關であるという性格に反することにはならないかどうか、その点の考へを伺ひます。

○政府委員(大堀弘君) 先ほど申し上げましたように、金庫の余裕金の運用の範囲内において認めるといふことで、余裕金は金融機關でございますから常時ある程度持つていなければならぬ。これは結局現在の資金のうちから貸付に回す分を差し引いたものとなる余裕金として持つておるものでございます。現在は國債を買つたり、銀行預金をしたり、コールローンに回したり、そういった運用をしておるわけでございますが、その一部をただいま申しましたように商工債券の担保貸付に回す、こういうことでございます。

系統金融機關としての一般の貸し出しに對して、資金の量からいいますと、余裕金の範囲内においてやるわけですから、そのほうの妨げにはならない、こういうふうに考へておるわけでございます。

○近藤信一君 員外者には余裕金の範囲内ということですが、金詰まりの折から殺到した場合には、余裕金がないからだめだ、こういうことになると思ふのですが、その場合どういふお考へですか。

○政府委員(大堀弘君) 私どもとしまして、余裕金の運用の範囲内であり、かつ、先ほど申し上げましたように金額の面でも期間の面でも制限をいたします。そのうちで、万が一、そういう事態が生じても、この原則はくずさないで、この範囲内で運用したいといふ考へております。

○近藤信一君 余裕金がないから、これにはもうこれ以上貸し出すことはできないのだ、こういうことで、せつかく申し入れのあるやつを拒否しなければならぬ、こういう結果になるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) まずこの貸付条件をばつておられますから。特に手元資金が非常に逼迫して、短期間つなぎたいといふような場合に利用されるわけでございますので、この程度の見込みで、しかも余裕金は相当大きく持つておられますから、多少出入りがありまして、コールローンに回す金をそちらに回すとか、そういった融通もできますので、そう支障なく運用できるのじゃないかと考へております。

○近藤信一君 一方で、商工中金の余裕金の運用方法として、銀行だけである、その他の金融機關へも預金できる、その他の金融機關へも預金できる、格上げしてやることは、これは最近商工中金の余裕金が増加しているからとでもいふ理由で、あなたのはうはこ

○政府委員(大堀弘君) 現在の規定によりまして、預金先としては、主務大臣の認可を受けた銀行といふことになつてゐるわけでございます。銀行となつておられますので、一般の都市銀行あるいは地方銀行、中小企業専門金融機關としては相互銀行までは銀行と呼んでゐるのでございます。中小企業専門金融機關として信用金庫、信用協同組合、この二つが同じ金融業務をやつておりますけれども、銀行といふ何に

入りますものですか、そこで信用金庫も相当最近大きな一十年もたちましたので相当育つて参りました。また、信用協同組合も相当力が出て参つておりますが、こういったものをやはりその他の銀行と同様に預金ができるようにしなせんと、常時実際上は代理貸付その他では使つてゐるわけでございますから、これを加える意味で、この点を銀行以外の金融機關と広くいたしまして、この二つを入れるのが目的でございます。

○近藤信一君 銀行とは、認可を受けた銀行で、相互銀行程度までということと御答へですが、相互銀行は、僕もいろいろと相互銀行で借りたことがあつたのですが、非常に高利貸以上のひどいところもあるわけなんです。そういう銀行で、認可を受けてゐる銀行だからといって、何もかにも相互銀行といふことになる、相互銀行なんかよりもつと信用のおける信用金庫なんかもあると思ふのです。そういう点は、私は認可を受けた銀行だからといって、相互銀行を全般的に信用できるとは考へられないのですが、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のように、相互銀行でも非常に体質のいいところと弱いところと、現実にたくさんございませうが、差がございませう。信用金庫につきましても、非常に地方銀行に近いようになりつぱなものがございます。やはり地方に参りましたは弱い信用金庫もあるわけでございます。制度といたしましては、相互銀行も信用金庫も少なくとも同等に考へて差しつかえない、かように考へまして、こゝまで広げたいといふのが提案の趣旨でございます。御指摘のとおり、やはり相互銀行等で、はなはだ批判の多い銀行も私も耳にしておりますので、十分その点は今後、これは大蔵省の監督に属してありますが、私どもも十分責任を持つておきますので、相談いたしまして善処して参りたいと考へております。

○近藤信一君 私はできれば認可を受けた銀行でなくて、やはり信用のおける銀行、そういうことでなければ相互銀行もピンからキリまであつて、私もが非常に信用のできない相互銀行も地方に行くと幾らでもあると思ふのです。そういう点を私はもう少し考へて、そして利潤本位に、またさうして高利貸以上のやうなひどい相互銀行、私も一べんそういう銀行と交渉したことがあるのですけれども、そういう点を十分私は考へなきやならぬじゃないかと思ふのです。この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 主務大臣の認可にかけておられますので、認可の際に十分注意して参りたいと思つております。従来も、相互銀行も全部は認可されております。信用金庫について

も、やはり内容を審査いたしまして、差しつかえないと認められるものを認めておるわけでございます。今後ともいろいろような趣旨で、御趣旨に沿うように努力して参りたいと思ひます。

○近藤信一君 商工中金の所屬資格団体に輸出組合等が追加されることになつてゐますが、輸出組合の構成員の中に大商社が加盟してゐるところもあり、それからそのような場合、結果的には商工中金から大商社に対して融資が行なわれることにならないかどうか、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 現在輸出組合が三十三でござりますが、商工中金に所屬する資格のある組合と申しますと、結局組合員の三分の二以上が常時三十人以上の従業員を使用するもの、という一般的な運用の基準によつて制限されますので、これに三分の二以上が、つまり中小企業といふことが、三十人以下の事業ですから、そういった組合に限るといふことになつておりますが、それでいきますと、三十三のうち十五組合が資格がある。大企業が大部分ないし半分程度占めておりますのは、これは貸付の対象に組合として脱落するわけでござります。その点が一点でございます。

それから個々の組合員につきまして、商工中金法の貸し出しの運用の基準がございまして、これによつて大企業には金が貸せないように現在なつております。かりに大企業がございまして、そのほりには貸付が回らない、こういうことになるわけでござります。

○近藤信一君 その資格のあるのは十五組合ですか、この十五組合が資格があつて、大商社に対しては貸し出しがでない、こういうことですが、大商社でも、たとえば商工組合に加盟しておれば、これは資格があるんじゃないかと私は思ふんですが、資格があつても大商社には貸せないという何か規定があるのですか。

○政府委員(大堀弘君) この点につきましては、現在の協同組合の、あるいは商工組合の場合でございますが、この場合でも、大企業も入り得ることになつてゐるわけですが、しかしながら、その大企業に対しては貸付をしないという、これは商工中金の部内の運営の通達が出ております。それによつて押さえております。したがつて輸出組合の場合も同様な扱いでいく、こういうことに考へておるわけであります。

○近藤信一君 商工中金の所屬資格団体に、貿易関係の組合、これを追加しているわけなんです。そのうちで、現存しない輸入組合を加へてゐるようになつてゐるんですが、なぜ輸入組合を加へたのか、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のようになつて、輸入組合は一つもできておりませんが、まあ貿易が自由化された場合に、やはり中小企業者が集まつて、原材料を買ひ付けるために特別の輸入組合を作るといふことも考へられますので、政府としては異存がございせんが、一応この際一緒に入れていくことが適當ではないかと考へて、それを予想して入れたのであります。

○委員長(武藤常介君) 川島長官が出席されましたので、本案の質疑は、一時中断いたします。

○委員長(武藤常介君) 次に、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、提案の理由の説明を聴取いたします。川島北海道開発庁長官。

○国務大臣(川島正次郎君) 今回提出いたしました北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由及びその要旨について御説明申し上げます。

北海道地下資源開発株式会社は、全国の他の地域に比べて遅滞してあります北海道の地下資源開発を急速かつ合理的に促進するために、探鉱事業を主目的とする特殊会社として、昭和三十三年八月に設立されまして、逐次その成果を上げつつあります。

しかしながら、会社設立当初の見込みに反しまして、探鉱、特に石炭探鉱における探鉱活動の伸びなやみ等により、会社の受注事業量が不足を來たし、探鉱機能の効率的運用をはかることが困難となり、会社の収支は年々赤字を重ね、昭和三十五年度末には、設立以來の累積赤字は約一億四千二百万円に達するに至りました。このまま推移すれば、会社設立の目的である北海道の地下資源開発の推進に寄与し得ないこととなる次第でありますので、この際会社の行ない得る事業の範囲を改正し、事業量の増大、探鉱機能の効率的運用をはかり、もつて経営を安定せしめて会社設立の目的をよりよく達成せしめんとする次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

今回の改正は、第八条第二項を改めて、従たる事業として、主たる事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において主務大臣の認可のもとに従来の機械貸付事業のほか、北海道以外の地域における受託探鉱、北海道内外における地質調査事業等を行ない得るようになることとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は、都合により次回に譲りたいと存じますが、この際、特に御発言があればお願いいたします。別に御発言もなければ、本案の審議は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(武藤常介君) それでは再び商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題として質疑を継続いたします。

○近藤信一君 輸入組合が商工中金へ加入しようとしておるのは、どれくらいあるのですか。

○政府委員(大堀弘君) 輸入組合は一つもまだできておりませんので、現在のところはまだ加入する見込みがございせん。

○近藤信一君 現在ないわけですか、輸入組合は。

○政府委員(大堀弘君) 輸入組合は、まだ一つもないわけですが、現状では、ただ、先ほど申し上げましたように、貿易自由化に伴つて今後結成される見込みがございまして、この際私もこのあたりは主として輸出組合に中心を置いておりますが、制度としてやはり輸入組合及び輸出組合を、この際加入

○政府委員(大堀弘君) 貿易が自由化されました場合に、やはり同業者が輸入秩序を保つ意味において、あるいは協同的に輸入する意味において、私もやはり中小企業者が共同で原材料を入れるという場合に、輸入組合を結成したいという場合も予想されますので、そういう意味で今回まあ輸出組合を入れます機会に、これも入れておくほうが至当ではないかと考へまして、法的に入れることにいたしましたわけでありまして、ねらいは主として輸出組合にあるのであります。

○近藤信一君 今後輸入組合ができる場合のことですが、これは大企業と中小とがあるわけなんです。輸入組合をこれからこしらへるとする場合には、やはり中小の小商社、それから大商社と、こういう二つの場合があるから、やはりそういう場合に、大も小も混合しての組合なのか、それとも小商社、大商社というふうに分けての組合の組織、こういうふうな何か指導性というふうなものを考へておられるのですか。

○政府委員(大堀弘君) これは私も、直接の組合の結成につきましては、通商局に相なりますが、私どもの考え方としては、輸入組合は、やはり大企業も中小企業も一緒に入つてゐる場合も多いかと思ひます。戦前にもございました輸入組合、そういうものがかりにできまして、大きなところも小さなところも入つておる場合がありまして、必要のあります場合には、中小

企業だけ寄つて協同的に自分らの必要とするものだけを入れるという場合も考えられるわけでございます。いずれの場合にいたしましても、先ほど輸出組合について申し上げたとおり大企業がたゞさん占めておられる場合は、せつかく法律上は適用はいたしません。商工中金の貸付対象にはならない、三分の二以上が中小企業者でなければ適用にならないわけでございます。また個々につきましても、大企業には、先ほど申し上げました運用基準によりまして貸付の対象にいたさないことになつておりますから、中小企業だけに金が流れるようにいたしたいと考えております。

○近藤信一 まあ輸出組合にいたしまして、大商社に中小商社が圧迫されておる点が相当あると思つて、だから将来やはり、こういうものができるとするならば、やはり中小商社が大商社からあまり圧迫を受けないように、そういうような配慮をして私は指導すべきじゃないかというふうに思つて、そういう点をひとつ十分お考えになつて、あまり大商社から圧迫を受けないように、この輸入組合が組織される場合には、よくひとつあなたのほうでも指導をやつていただきたいと、かように私思ふのです。

以上で商工中金のほうを終わります。中小企業信用保険公庫関係につきまして若干お尋ねいたしますが、中小企業信用保険公庫の原資については、先ほどの御説明から参りまして二十五億円よりも、もっと多く要求したように聞いているわけなんです、それが要求額の三分の一以下の二十五億円だけしか認められていない。これでは小

零細企業を相手とする信用保証や、その再保険に不足することはないかどうか。さらに二十五億円だけで三十七年度の差はつかないものかどうか、この点のようによつておられますか。

○政府委員(大堀弘吉) 御指摘のようによつて、私どもも、これはできるだけ基金を増額したいというつもりで折衝して参りました。また今後も相当大幅にふやしていくように努力をいたしたいと考えておるわけでありまして、予算の關係で、本年度は二十五億円程度でということに結論として相なりましたわけでございますが、これによりまして、一つは保証協会に御承知のように保険公庫から貸付をいたしまして、低利の貸付で、それを運用して、保証協会がそれをまた銀行に預け、保証契約の金に資して参ります。同時に低利の金をもたらして、差額でもって保証協会のコストのカバーに充てるわけでありまして、そういう意味で二十五億円によりまして、相当改善はできるのじゃないかと考えておるわけでありまして、保証額からいいますと、三十六年度の保証承諾額の見込みは二千二百億圓ぐらゐにこれであつておられますが、来年度は本出資を増額いたしまして二千八百億程度まで保証承諾額をふやすように考えておりました。同時に小口保証制度、これは一応なんといひますか小口保証制度で、低利率の保証制度を新しく設ける、それから第二種包括保険の保証利率をごくわずかでございまして、この限度で多少引き下げるといふことを来年度計画いたしておるわけでありまして。

○近藤信一 御努力はされたのだけれども、結果的には二十五億円というふうになつたわけなんです、今、地方でも融資をしていただく場合、保証協会のほうに保証がなければ、なかなかおそれとほむずかしい。保証協会のほうには、あまり金がないのにめちやくちやに保証するわけにもいかない、こういうことで、この保証のなんというか、実にきびしい点が往々にしてあるわけですね。

○政府委員(大堀弘吉) お話のように多々あります。まず、多いほうはわれわれもよろしいと思つておられますが、しかし、まあ保証協会が、現実になかなか保証に應じない場合もあろうかと思ひます。これは個々のケースで、いろいろなケースがあるようでございます。私どもとしては、融資資金が不十分だから保証契約をこれで押さえるのだという問題は現在もございせんし、まず来年度もそういうことはいないんじやないかと考えております。個々に保証いたしますにしても、やはり無条件で何もかもというわけに参りませんの、個々には問題になるケースがあろうと思ひます。まあそういうことのないように指導いたして参りたいと考えております。

○小林英三君 ちょっと関連質問……。今の御質問になりました中に、私は関連してお伺ひしたいのは、信用保証公庫の資金源百二十何億ですか、その資金源に対して、各地の五十二カ所の信用保証協会に対していわゆる再保険をする、その大體利子というものは、公庫のほうで、おおむねきめてあるものですか。

それからもう一つ、今まで全国の五十二の保証協会が保証しますで、そのときに貸し倒れた。したがつて、公庫が一応介償してやつた、再保険によつて。全国の大體中小企業がそれを返せないというような場合の貸し倒れた件数並びに総額ですね。それは今までの総額がおわかりにならないければ、過去一年なら一年、どのくらいあつたものかどうか。

それからもう一つは、そういうような貸し倒れした場合に、各地の保証協会というものは、その貸し倒れた債権に対して従来どういふふうな処置をとつておつたか、払えなかつたから金融機関に対しては、代弁して保証してやればよいということでございます。うが、その際に保証協会自身としては、直接にその中小企業に対して債権をいかようにして留保しておつたか、どういふ方法で留保しておつたかというふうなことがわかりましたら、ひとつ関連して。

○政府委員(大堀弘吉) 第一の点は、保証協会が保証をいたしました場合に、信用保証公庫が再保険に應ずる、この応じ方がどうなつておるかというお尋ねかと思ひますが、現在保証協会と保険公庫と契約をいたしておりましたので、現在第一種包括保険、第二種包

括保険、包括契約をいたしまして、保証協会が保証いたしました場合には、当然に保険公庫のほうへ再保険する、こういう形になつておられますので、再保険の、つまり包括保険契約をしておられますものにつきます。全部保険公庫へまゐつてくる、こういうことになつております。それで最初の御質問の点……。

○小林英三君 今私は、先ほどの御質問に対してあれしましたのは、それはつまり資金源というものが、公庫が持つておられます、私はこの間何うと百二十何億とかいふお話で、それに対してお話で保証をするつもりでいるのかということ、大體の割合を聞いています。○政府委員(大堀弘吉) 融資基金を各保証協会に貸し付けましたが、その場合に保証協会がそれをまた銀行預託をして、銀行を勧誘して、結局貸付をやらせて保証契約をやつておられる、こういう形になつておられますが、大體まあ私どもの今日までの経験から申しまして五・五倍ぐらゐに運用される、五・五倍に保証契約がふえていく、こういうふうな見方をつけておられます。○小林英三君 そうすると、何ですか、大體資金源の五・五倍ぐらゐまでは保証するといふつもりで公庫は再保険をやつておられるわけですか。○政府委員(大堀弘吉) さういふことには、第二の問題につきます。それは、金額と件数というお尋ねでございますが、ちょっと今数字を……。○小林英三君 今わからなければこの次に。

○政府委員(大堀弘君) 大体私ども事故率が二%という計算を、現在のところ大体、そういう見当をつけております。

それから、第三の回収の問題につきましては、保証義務、責務を果たしてそれ以後当該の被保証者に対して回収をやっておるわけでございます。回収について、これもちよつと、回収率がどのくらいになっておりますか、数字を今ちよつと持っておりますが、回収率は、大体六〇%程度になっておりますが……

○小林英三君 いや私は回収の率じゃなくて、どういふ方法で倒れた債権を留保しておられるかということです。

○政府委員(大堀弘君) この点につきましては、保証します場合に担保を取るか取らぬかという問題がございまして、毎国会でいろいろ御意見を承っておりますが、保証協会の性質から見て、できるだけ担保を無理に取らぬようにしろという御意見が非常に強いし、私どもも、できるだけそういう趣旨に沿って行きたいと考えておりますが、やはり金融機関でございまして、ある程度の相当大きな保証をいたします場合等は、やはり担保を取らなければならぬということで、私どもいろいろ聞いてみましたところ、二番抵当、三番抵当等でも、一応物的担保を取っておる。しかし、まあ今回やります小口保証等については、そういう物的担保を取らないつもりでおりますが、そういう担保をやはり取っておりますから、できます場合は、担保権を行使して回収しておる場合もあろうかと思ひます。具体的事情は私ども実は承知しておりませんが、かなり回収

事務が最近保険公庫についてもふえておりますが、回収には相当の努力もしておると思ひますが、まあ性質上、運用の点については、あまり無理なことでもできない場合もあろうかと思ひます。具体的にはちよつと私ども承知いたしております。

○小林英三君 いや、今私は担保のついたやつはわかつております。担保をなすたけ取らないで貸してもらうことはけつこうだと思ひますけれども、担保を取らない場合の貸し倒れがあつた場合に、どういふふうにしてその債権というものを保証協会が留保するのであろうかということ承つてゐるので

○政府委員(大堀弘君) 今回の小口保険制度が、実は物的担保を取らないというところでやりたいと考えておるわけでございまして、その場合でもやはり人的保証は求めなければならぬと考えておるわけでありまして、したがって、人的保証でございまして、保証人がさらにかわつて弁済をするという場合も出てくるかと思ひますが、その限度において、債権の確保をするというところに相なりかと思ひます。

○近藤信一君 今小林委員も担保のことを言つておられましたが、いわゆる担保がないから保証協会を頼むわけなんですか。ところが保証協会では、おおむね担保を入れなければならぬといふことがしきりみだになつておるわけなんです。そこでやはり、担保はどのくらいの割合で、保証協会が取る場合に、おおよそ今までやつておるのですか。

○政府委員(大堀弘君) これは保証協会の個々の運営は、実は県のほうに監督されておまして、私具体的に詳細

を承知してないので申しわけないのですが、やはり先般私が聞いてみましたところでは、限度の点は、やはり普通の場合と同じようにしておるだらうと思ひますけれども、通常の場合には、大体一番抵当、二番抵当入つているので、三番抵当、四番抵当と非常に順位の高い抵当をとつて、それで一応保証するというようなやり方をしているのが一般の傾向のようございまして、したがって、まあ債権保全という点からいへば十分ではございませぬが、やはり無担保で貸すということ、なかなか大きな金額になりますと、保証協会としての金融機関の立場で責任が果たせないという意味で、やはりそういう形をとつておるようございまして、その点はかなり配慮をしておるようによつておるわけでございます。

○近藤信一君 私どもときどき頼まれてお世話をするわけですが、そうしますと担保があるかと、こう言うのですね、保証協会です。担保があるなら何も保証を頼みにきやせぬよと話をすると、きがあるのですが、実際にそういう点、これは県の保証協会がやるので、あなただけとは直接の関係はないけれども、私どもも納得のいかぬような気がするのですが、この点どうですか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のようによつて、私どもは担保がないから、信用力がないから保証制度によつて保証して、金融機関から金を借りるんだ、その保証に担保を要求するのはひどいじゃないかという点は御趣旨としては私もつともなことを思ひます。まあ私どもも、したがって今度の小口

の場合は物的担保を取らないでやるようにいたしたいと考えておりますが、全体の金融機関としましては全国に五十三ございまして、やはりこれは自然発生的にできまして、いさゝか運用についても、必ずしも統一がとれておりませんし、また地方によつては非常に弱体な保証協会もございまして、そういう意味で貸付条件等についても、いろいろケースがあるかと思ひます。まあ私どもとしては、できるだけ信用補完という意味の機能を果たすように今後指導して参りたいと思ひますし、多少保証協会に対して、今まで私ども直接十分な監督といひますか、検査をし指導するといひ努力が足りなかつたように私も感じておりますので、特に今後力を入れて参りたいと思つております。

○近藤信一君 それから今度の法改正の中でですね、理事長が総裁という名称に変わるわけですが、これは過日小林委員も言つておられましたように、どういふ理由でその名称変更がなされるのか、私どもが考えてみますと、何となく総裁という文字には、保守的なような、また官僚的な感じがするわけなんです、それをあえてするのは、一体その意図が奈辺にあるのか、それはやはり他の公庫が総裁ということになつておるから、それと同列にしようといふことか、もしそういうのであれば、そういう考え方自体が私は官僚的なような感じがするわけですが、それとも、まあ理事長が総裁になると、名前が変わるといふことで、報酬でもふえてくるのかどうか、また、一体理事長では不便であるから、総裁といふことにしたら、それが利便であるのか、その点がどう

も私納得のいかない点であるのですが、これは一体どういふところに原因がございませうか。

○政府委員(大堀弘君) この点につきましては、名称の変更だけでございまして、実質的な点については何ら変更はないわけでございまして。私ども確かに総裁といふと、いかめしくて、何か官僚的になるという御心配の点もよくわかりますのでございまして、その点は十分今後注意して参りたいと思ひますが、ただ、実は現在政府全額出資の公庫と申しますのは八つございまして、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、それにこの中小企業信用保険公庫と医療金融公庫と入つてございまして、全部総裁というような名称になつておりますので、今回医療金融公庫の方も総裁ということに改めるので、保険公庫一つだけ理事長ということになりますと、何かここだけちよつと軽いのじゃないかという感じが持たれてしまつてしまふかと思ひまして、それだけの、名称統一をするという意味だけをお願いしているわけでございまして、それ以外に格段の、格別の心持があるわけではございません。よろしくお願ひいたします。

○近藤信一君 おおむね金融関係は総裁が、日銀を初めとして、総裁という名称が多いわけなんです。あまり総裁がよければいいと、自民党の総裁の株が下がつてしまつた。かつては岸道路公団の総裁が自動車でけがした場合には、岸総裁が自動車事故を起こしたといつたら、自民党の岸総裁が自動車事故を起

こうしたようにも錯覚したことがあるわけですが、あまり總裁がよいできでしまつと、まぎらわしい点が私には出てくるのではないかと、かえつて不便ではないかというふうに私は思ふのです、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) まあ、特に申し上げましたように、格段の意味はございせんから、ひとつ保険公庫もほかと同じように總裁とさしていただきたいということをお願いしているわけでございます。

○近藤信一君 中小企業信用保険法改正案で、小口保険の創設をはかつておられるわけですが、御承知のように、この前の国会で、信用保険の改正案が審議された際に、当委員会でも、中小企業に対する民間の設備近代化融資を円滑にするため、現行制度に再検討を加える。要すれば新しい信用保険を創設するように、すみやかに処置すべきである、こういう附帯決議を全会一致でつけたのでございますが、今度の改正案には、この設備近代化保険ともいふべきものの新設が取り上げられていない、附帯決議の趣旨に沿つて、新しい保険制度を作るお考えがあるのかどうか、まずこの点について伺ひたいと思います。

○政府委員(大堀弘君) 設備近代化保険の点につきましては、実は私どもも決議の御趣旨に沿つて、何とかこれを實現したいと思ひまして、昨年来予算編成の時期まで、実は初めは保証協会の足並みと申しますか、能力が非常に違ひますので、この保証の、大口保証の貸付限度というものが、最高は非常に高いものがありますが、大体個人七百万円限度、団体一千万円以下

下ということになっておりますが、低いところは非常に實際は低い情勢になつておりまして、それと、設備近代化保険をやります場合に、保険公庫がどういう立場で働くかということと調整をいたしまして、保証協会の方の保証限度は、大体同一の線に歩を持って参りましたのですが、そこで、設備近代化保険を保証協会の手の届かない上の方の部分、一千万円とか、二千万円とかという金額がたぐさんあるわけでございますが、それに対する保険制度としてやりたいということで原案を作りました。ところがこの前ありました融資保険制度というのが、御承知のように金融制度調査会で廃止になりました。きさつがございまして、これは結局、保険公庫が銀行に対して直接保証をいたしておたわけでございますが、銀行は逆選別をして質の悪いものだけを保険に回して行くということで、非常にロスが出た、損失が出たわけでございます。それで金融制度調査会では一回、これが審議されてやめになりました。たまたまから、それとこの制度との関係ということもいろいろ議論になりました。はなはだ申しわけないことと

ございまして、本年度は一応見送つて、さらに一年間検討をしていこうというところに相なつた次第でございます。私どもとしては、ぜひこれは今日の事態からいふと、相当大きな設備、中小企業の一千万、二千万といった設備についての保険制度というものは必要だと考えますので、さらに努力を続けまして實現の方向に持っていきたいと考えておる次第であります。

○近藤信一君 附帯決議が満場一致で可決されたときに、当時の通産大臣は、皆さんの御趣旨に沿うように努力しますと、こうごあいさつをされたわけですが、大臣がかわり、中小企業庁長官がかわつてくると、この問題が少しも努力されていないというふうに私は受け取るわけですが、今御説明では、いろいろと努力、考へてきたけれども、今度これが實現できなかったと、こういう御趣旨でございまして、やはり私は委員会が満場一致で決議したものは、何とかそれを実現したい。どういふ結果になるんじやないかというふうには私は思ふのです。この点將來、長官はどういうふうに考へておられるか。

○政府委員(大堀弘君) 私ども、これはぜひ實現しなかりと考へております。今回は、はなはだ力不足で實現できなかったことを申しわけないと思ひますけれども、来年度に向かつてぜひこれは實現するように、今後さつそく努力したいと思ひます。

○近藤信一君 中小企業信用保険制度の中に小口保証保険制度が設けられていたが、三十三年の法律改正の際、その制度は廃止されたのでございまして、一たん廃止された小口保証保険を、今創設しなければならぬ理由は、一体何処にあるのか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(大堀弘君) 昔ありました小口保証保険制度は、現在第一種保険制度に変わったわけでございます。二十万円のものが五十万円になりました。現在第一種包括保険制度になつておるわけでございます。

今日やつて参りましたところによりまして、やはり零細企業の方には、二十万円の限度でも少し保証料も安くし、しかも簡便に借りられる方法というものが現実には必要を感じましたので、私どもといたしましては、新しくこういった制度を作つたわけでございます。むしろ前ありました小口保証制度というものが、ちょうど今日の第一種包括保険に変わつてきた。さらにその下のほうに小口保証制度というものを作らなければならない考へ方、この法案を出したわけであり

○近藤信一君 一たん小口保証保険を廃止したけれども、その後のまたいろいろな事情で、どうしても今度必要になつた、中小企業者の金詰まりというのか、何というのか、そういう点で必要を感じたから、またこれを創設しなければならぬ、こういうふうな御理由からでございましてか。

○政府委員(大堀弘君) 現在の第一種包括保険の実際をとつてみますと、大体平均が二十一万円、五十万円の制度でございまして、実績は一人当たり二十一万円が平均になつておるわけでございます。これはまあ中小企業者全体に対する制度でございまして、ここにございまして中小企業者といふ、従業員数が五人以下というふうな零細な企業にとりますれば、おそらく大部分が二十万以下に入るん

じやないか、大体その程度の保証をやつておるんじやないかと考へられます。その辺に対して特に零細な小企業者に対する特別の措置として、新しく小口保証制度を実施するということが、いたしたいと考へておるわけでございます。

○近藤信一君 小口保証制度を新設して保険料を低くしたのは、零細企業に対する特別の優遇であつて、今回の改正の眼目であらうと思ふのです。それを二十万円でとしまして、第一種保険と合わせた場合に、五十万円以下にしたのは、一体どういふ理由によるか、私といたしましては非常に理解に苦しむわけでありまして、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 小口保証制度を二十万以下を五十万の第一種包括保険と別建にやるか、内輪にやるかという点でございまして、これは理論的にどちらでなければならぬと考へたわけではございませんけれども、本制度を実施します上で、関係方面といふのは協賛をいたしました際に、当面この二十万以下で、小企業者の保証というものは大体その範囲におさまるのが大部分ではないかと考へられましたので、一応これを内輪としてスタートして、ただしこれをこえた場合には、五十万円までは、残つた三十万円について、一般の第一種包括保険の方と同じように利用できる、こういう制度にいたしましたわけでございます。格別外にしなければならぬか、内にしなければならぬかということについての理由はございせん。

○近藤信一君 元來第一種保証が作られたのも、小企業者の利便を考へたか

らうな部分があるのか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(大堀弘君) 元來第一種保証が作られたのも、小企業者の利便を考へたか

らうな部分があるのか、この点お尋ねいたします。

らであると思ふのです。中小企業者としては金を借りる場合に、まず五十万円までは第一種保険によって恩恵を受けるわけです。それを超過すると、今度は第二種保険として、若干今度は条件が悪くなるわけです。信用補完をしてもらうわけですが、その場合第二種保険のワケは七百万円まであります。第一種保険をつけたものは、第二種保険を六百五十万円までとするのではなくして、第二種と別ワケで五十万円を第一種保険にかけられるのです。すなわち中小企業者は合計七百五十万円までという信用を補完してもらえらるわけですね。ところが小口保険の場合には、もし小口保険のワケを二十万円まで使った業者は、今度第一種保険の恩恵に浴したいというときに、五十万円から二十万円を引いて、その残りの三十万円だけしか第一種の扱いをしてもらえない、こういうことになりまして、合計して五十万円までしか許されないという事になります。これを別ワケにして、外数にして二十万円までは小口保険、それからそれをこした場合には、さらに第一種が五十万円まで、こういうふうになぜワケを大きくしなかつたのでございませうか、またそういうことが私は非常に疑問だと思ふのです。

それには経済的な実情と、それから零細企業対策とでもいいますか、事務手続の上と、三つの点からして二十万円を第一種の外ワケとするのは無理ではないかと思ふのでありますが、第一に経済の実情からして、従業員五人以下を使用している小企業者と申しても、現在では簡単な機械を買つても、やはり五十万円、百万円という金

が必要になるわけなんでありまして。原料や商品を仕入れても、やはりそのくらい借りなければならぬ、したがって、なぜこの二十万円という少額にしたのか、第一種を合わせて五十万円とせずに、これが七百万円に上がつてもよいと、こういうふうになぜならなかつたか、この点を伺ひたいです。

○政府委員(大堀弘吉) ただいまの点は、第一種包括保険の制度と別建に二十万円という新しい制度を作るといふ御意見も、私も実はいろいろ検討いたしてみたのでございしますが、今回はひとつ、この内ワケでスタートしてみたいということで、格別これだけばならぬという理由もなかつたわけでございます。

ただ問題としましては、大体第一種包括保険の平均一人当たりの実績が二十一万円でございまして、これは一般の大きな方も含めての数字でございまして、この小規模事業者としての五人以下という方になりますと、大体利用されているのは二十万円、ほぼおさまるケースが大部分じゃないか、かように考えられまして、一応第一種包括保険の内ワケとしてスタートして、万が一こういうことがございしても、五十万円限度で実際上は済むのじゃないか、かような見地で折り合ひまして、こういった提案にいたしましたわけでございます。御指摘のように、これは別建にしたほうがよいのじゃないかという御意見もございしますが、一応関係省と話し合ひの結果、こういう結論を得ましたので、今回は、これでひとつスタートをさせていたきたい、こういうふうに考えます。

○近藤信一君 第二点としまして、せっかく小企業者優遇の対策を講じられるのでございしますから、第一種保険の中に含めるといふような非常にしぶい方法をとらなくても、わずか二十万円ですから、これを広げて五百万円ではないかと、また二十万円を第一種の外数にしても保険公庫として大した金額を負担しなくてもよいと思われませんか。もし二十万円を外数としたら、どのくらいの公庫負担がふえてくるのか、計算してみられたかどうか、おそろく大した金額ではないと私は思ふのです。小企業優遇のために、そのくらいは負担しても差しつかえない、こういうふうな私考を述べますが、長官の御意見はいかがですか。

○政府委員(大堀弘吉) ただいま、ちよつと数字を持ち合わせておきませんでございしますが、その莫大な金額になることは考えられない、予算折衝の際に、いろいろいきさつがございまして、主計当局あたりでは、こまかい点について心配することもあると思いますが、先行きのことを考えまして、そういう意見もあつたかと思ひます。

私どもとしては、これはどちらをとりますかということについて、内ワケにしたほうがいいのか、外ワケにしたほうがいいのかということにつきましては、あるいは外ワケにしたほうがよいのじゃないかと思ひますけれども、今日話し合ひの結果、こういう形でスタートをさせていたかどうかという点にいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

もそれが小口が幾ら、第一種で幾ら、こういうふうに計算して、その合計が五十万円ということにしなければならぬわけですね。もし、これを小口二十万円、第一種五十万円とすれば、事務は簡単にできるのではないかと、私は思ふんですが、この点、事務上の問題について、どういふふうに考えておられますか。

○政府委員(大堀弘吉) 一人一件主義か、一人主義かということになるわけでございますが、便宜の点からいへば、一件二十万ということにいたしましたら、非常に簡便にやれるというところは間違ひございませんし、保証協会も希望としては、それを言つておりましたんですが、逆に一件といつたとき、あちこち一人の人が持つていけば、相当額借りられることになりまして、公平の面からも多少問題がございします。従来制度が全部一人主義になつておりますので、多少手続的な不便はございしますかと思ひますが、この点もいろいろ協議して、できるだけ簡便にやれるように相談をいたしておりますが、一人主義で、一人当たり二十万円限度という制度で案を作つたわけでございます。

○近藤信一君 今の一人主義、一件主義の問題でございしますが、小口保険は中小企業者一人についての付保限度額を二十万円と定めていたわけではございません。なぜ二十万円と規定をされたのかどうか、また小企業者一人について二十万円であつて、一件についてではないわけですね、そうすると、今度も一件主義でなく、一人主義をとられるわけでしょう。今もちよつとこつ御答弁の中にございしましたが、なぜ、

じゃ一件主義をとらずに一人主義にされたのか、この理由はどういふところにあるのでしょうか。

○政府委員(大堀弘吉) この点は、従来から一人主義になつてゐるわけでございます。まして、一人当たり五十万、一人当たり七百万ということになつておりますので、今回の場合も一人当たり二十万、こういうことに従来原則によつたわけでございます。

○近藤信一君 その一人主義を従来とつてこれしたが、一件主義にしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思ふんですが、この点どうですか。

○政府委員(大堀弘吉) 便宜の点からいいますと、確かに一件二十万というほうが便宜な点は間違ひないと思へるんですが、やはり一件二十万にいたしましたら、いろいろあちこちの窓口へ持つていけば、一人で相当額借りられるということになりますと、逆に言つて、非常に要領よく立ち回つた人がよく借りられるというふうなことになると思いますし、公平の問題もございします。便宜の点からいへば、一件がよろしゅうございしますが、従来の制度によつて、やはり一人主義ということをやらしていただきたいということで、こういう原案になつております。

○近藤信一君 小口保険の付保限度額は、小企業のうち事業協同小組合についても、やはり一組合当たり二十万円、こういうことですね。小組合の場合、多少付保限度額を引き上げてもいいんじゃないかと私考するのですが、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘吉) 第一種包括保険の場合もやはり五十万円でございますが、この場合は、個人が借りまして

も協同組合が借りましても、同じくやはり五十万になつておるわけでございまして、事情からいへば、あるいは組合のほうに数が多いから高くしたほうがいいんじゃないかという意見も了解できるわけでございますが、本制度も、一応個人の場合も、小組合の場合も同様にしてございしますが、三号については、事業協同組合法の小組合の組合員については、これはおおむね五人以下となっておりますから、実際は七、八人の場合も多少あるようにございしますが、小組合の組合員の場合は特に優遇いたしまして、この制度を利用できるということにいたしまして、もしそれ以上に借りる必要がある場合がございすれば、個々に組合員の方が借りていただければ、全体として運用できるんじゃないか、かように考えております。

○近藤信一君 この小口保険は、小企業者の負担を軽減するために、低い保険料率によるようにございしますが、幾らに一体定められる予定でございしますか。

○政府委員(大堀弘君) 従来の第一種保険の場合は、一日当たりで百万分の二・二、年々進んで七厘三毛でございします。ついでに第二種保険を申し上げますと、一日当たり百万分の二・六、年利で九厘四毛九糸でございします。今回の小口保険制度は一日当たり百万分の十六、年で五厘八毛四糸ということにいたしました。第一種保険に比べて二割程度安いのであります。

○近藤信一君 従来より相当率はよくなるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 私どもは、全体として保険料率を将来も下げていく

ように努力をいたしたいと考えておりますが、今回は不十分だと思ひますけれども、第一種保険より二割程度安い保険料率ということにいたしましたわけでございします。

○近藤信一君 零細な小企業者に対して、今回保険制度について多少の優遇処置を講じたわけでございしますが、その他の点について小規模事業者の保護育成について、どのように今後処置されていかれるお考えを持っておられますか、この点をお尋ねします。

○政府委員(大堀弘君) この小規模事業者につきましては、全体としてはやはり私どもは、商工会の組織及び商工会議所を通じての経営改善普及員の充実、その面において、本年度も、これはできましてから二年程度でございしますが、かなり地方まで浸透いたしました。二年間の割合には相当、改善普及員の実績をあげているように考えるわけでありまして、この商工会組織を、さらに一そう強化していきたいということが全般的な対策でございしますが、本年度約八億程度の補助金でございした。来年度は十億円以上に補助金を増額いたしまして、経営改善普及員の人員をかなり充実にし、給与を上げまして、そういった面のさらに充実にいかつていきたいと、かように考えております。それから、私どもが零細事業対策として考えておりますことは、やはり国民金融公庫の平均貸出が大体二十数万円でございしますが、これが零細金融として非常に大きな役割を果たしておると考えておるわけであります。これらの資金量の充実は、相当最近貸出量がふえて参つております。これが第二点でございしますが、税制面で

は、今回低所得層の所得税及び事業税の引き下げと同時に、零細企業製品の物品税を特に減免措置をとるようになりまして、そういった面も多少改善をみておるかと思ひますが、商工中金におきましても、小組合等の運用について、私どもが指導をいたしまして、先般も一件だけあつせんをして貸付を受けましたケースがございしますが、こういった零細組合に対して、十分融資の上で配慮をしていくように指導もしておりますし、今後また問題がございしますれば努力して参るつもりでおります。

大體、ただいまやつておりますおまなことは、そういったことであります。

○近藤信一君 中小企業は、おおむね大企業の系列下に入つておるわけですね。さらに零細企業は、その中小企業のそのまた下にいるわけなんで、したがつて非常に大企業が金詰まりになつてくると、そのしわ寄せは、すぐその中小企業、零細企業のところにくるわけなんです。昨年末以来言われていたことは、台風手形になり、さらに台風手形が七夕手形になるのじゃないか、こりいうふうなことが言われておりまして、ほとんど零細企業は目の目を見ない、こりいう状況下にあるわけなんです、やはり私はこりいう点も考えるならば、金詰まりのしわはすぐ零細企業に来る、そうすると零細企業はたちまち倒産のうき目に会ふ。若干金、何とかあればというときに、その台風手形とか七夕手形というふうなことは、實際困つて行き詰つてしまふことは当然であると思ひのです。

そういふ点、将来よく考へて、中小企業、零細企業、これはもう日本の産業にいわば大きな貢献をなしておると私は思ふので、こりいう点もよくお考へになつて、この保護育成ということには十分通産当局としても、私は考えていかなければならぬじゃないか、歴代の通産大臣がいつも劈頭、中小企業問題といふことを所信の中にも取り上げられるのですが、もう何年たつても浮ばれないというのが中小企業の現状でないかと私は思ふので、こりいう点も考へて、中小企業庁としても、十分なる対策を講じ、将来日本の産業の発展のために、中小企業がうまくやつていけるようにはかつていくべきじゃないか、かように私考へます。この点時間もだいぶ終りましたので、最後に私の希望を交へまして、長官から御答へを願ひます。

○政府委員(大堀弘君) 今回信用保険法の小口保証制度を、実は私ども全く零細な中小企業の中でも特に零細の企業に対する対策の一つとしてお願いしておるわけであります。私どもとしても、御趣旨の点は十分尊重いたしまして、今後さらに中小企業対策、小規模事業対策については、十全の努力をいたして参りたいと考えております。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑がありませんか。他に御発言がなければ、両案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

別に御発言がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会